

資料1

沖縄県国民保護計画(案)の概要

平成18年2月

沖縄県

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

- 手続
 - ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
 - ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
 - ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。
- 定める事項
 - ①武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
 - ②武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
 - ③対処措置に関する重要事項
 - ・国民の保護に関する措置
 - ・自衛隊の行動
 - ・米軍の行動に関する措置
 - ・その他

安全保障会議

諮問
答申

承認

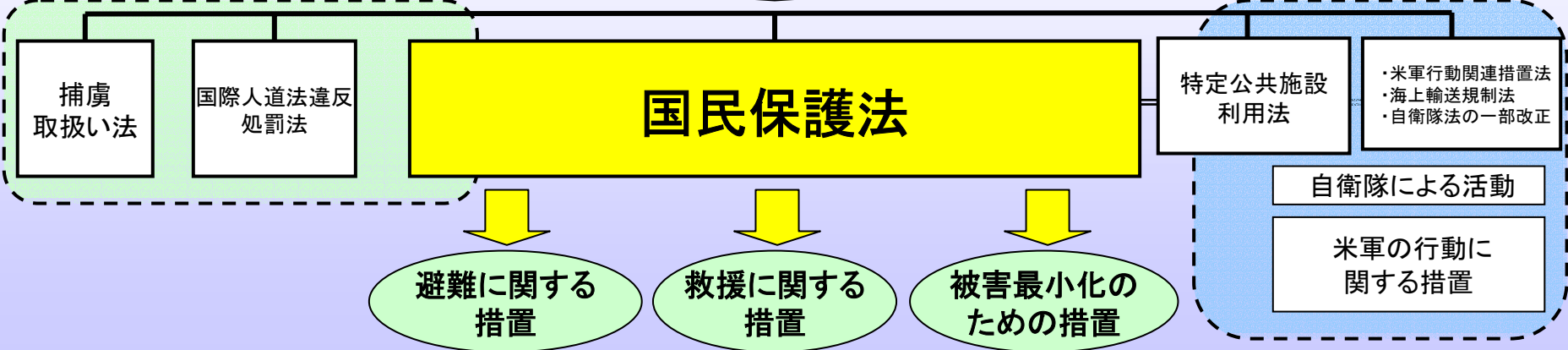
国会

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除



沖縄県国民保護計画の位置づけ

【国】

国民の保護に関する基本指針(H17.3月)

- ・国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型
- ・類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処措置など

内閣総理大臣に協議

【指定行政機関(各省庁)】

国民保護計画

- ・指定地方行政機関が実施する国民保護措置と実施方法に関する事項

【沖縄県】

沖縄県国民保護計画

- ・県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項 等

【指定公共機関】

国民保護業務計画

- 指定公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

知事に協議

【市町村】

国民保護計画

- 市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項 等

【指定地方公共機関】

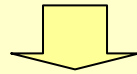
国民保護業務計画

- 指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

沖縄県国民保護計画の基本的な考え方

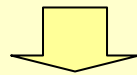
現状と課題

1 沖縄県は、南北約400km、東西約1,000kmの広大な海域に散在する39の有人離島を含む160の島々から構成されている。



- 各島との輸送手段は空路と海路のみ
- 空港や港湾の規模により機材の利用制限がある。
- 島外への避難、食料等の物資や医療の確保が課題。

2 県土面積の約1割をしめる米軍基地が存在



○米軍基地周辺住民や基地内に勤務する日本人従業員等の避難など、国民保護措置の的確かつ迅速な対策が課題。



このような現状を踏まえ、離島や基地周辺住民の武力攻撃事態等への対処について記述

沖縄県国民保護計画(案)の構成

全般

第1編 総論

【総括的事項】

○県の責務 ○国民保護措置に関する基本方針 ○業務の大綱等

平素

第2編 平素からの備えや予防

【平素に備えておくべき事項】

○組織、体制の整備 ○関係機関との連携
○避難・救援への平素からの備え ○物資、資材の備蓄、整備
○普及啓発等

有事

第3編 武力攻撃事態等への対処

【武力攻撃事態等における具体的対応に関する事項】

○初動体制 ○県対策本部の設置 ○警報、避難の指示
○救援 ○武力攻撃災害への対処 ○被災情報の収集、提供
○国民生活の安定 ○離島における対処等

第4編 復旧等

【復旧に関する事項】

○ライフラインや輸送路の応急の復旧 ○損失補償 等

第5編 緊急処理事態等への対処

【緊急処理事態(大規模テロ等)における対応】

○武力攻撃事態等に準じて対応

沖縄県国民保護計画(案)の構成

第1編 総論

- 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 県の地理的、社会的特徴
- 第5章 国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備
 - 第1 県における組織・体制の整備
 - 第2 関係機関との連携体制の整備
 - 第3 通信の確保
 - 第4 情報収集・提供等の体制整備
 - 第5 研修及び訓練
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設の把握等
 - 第1 生活関連等施設の把握等
 - 第2 県が管理する公共施設等における警戒
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

離島の対処について章立て
(離島における避難や救援
について記載)

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 県対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
 - 第1 警報の通知及び伝達
 - 第2 避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
 - 第1 生活関連等施設の安全確保等
 - 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等
 - 第3 応急措置等
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 交通規制
- 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
- 第13章 離島における武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

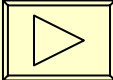
- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編 ※関係機関、避難施設等一覧、その他関連資料

第1編 総論

国民保護措置に関する基本的方針

1. 基本的人権の尊重
2. 国民の権利利益の迅速な救済
3. 国民に対する情報提供
4. 関係機関相互の連携協力の確保
5. 国民の協力 
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮
7. 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
9. 地域特性への配慮

国民の協力

国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める（国民保護法第4条第1項）

国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

【協力を要請できる内容】

避難住民の誘導、救援

消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

避難に関する訓練への参加

- 協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮
- 国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない。
- 国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償
- 県は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、適切な情報提供等により必要な支援を行う。

第1編 総論

沖縄県の地理的、社会的特徴

- 沖縄県は、南北約400Km、東西約1,000Kmの広大な海域に散在する39の有人離島を含む160の島々からなる。
- 台風の常襲地帯であり、たびたび航空機や船舶の運航に影響を及ぼす。
- 総人口の約9割が沖縄本島に居住。観光シーズンには観光客数が住民の数を超える離島もある。
- 県内に13の空港があるが、島によっては滑走路が短く、離発着できる機種が限られる。
- 県土面積の約1割を占める米軍基地が存在している。米軍基地と海に挟まれている地区がある。約9千人の日本人従業員が基地内で勤務している。

第1編 総論

対象とする事態

● 武力攻撃事態の4類型

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

● 緊急対処事態の4類型

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(石油コンビナート等の爆破等)
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(大規模集客施設等の爆破等)
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌等生物剤、サリン等化学剤の大量散布等)
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等)

第2編 平素からの備えや予防（その1）

○沖縄県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から必要な次のような整備を行う。

● 県における組織・体制の整備

職員の参集基準、初動体制の確立、交代要員等確保の整備など

● 関係機関との連携体制の整備

防災のための連携体制も活用した関係機関との連携体制整備、国・都道府県・市町村・関係機関との計画の整合性の確保、在沖米軍との意思疎通など

● 非常通信体制の整備など通信の確保

情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保など

● 情報収集・提供等の体制整備

防災における体制を踏まえ、効率的に情報の収集、整理及び提供するための体制の整備、県警察ヘリコプターテレビシステム等を活用した迅速な情報収集体制の整備など

● 避難及び救援に必要な基礎的資料の準備

輸送力、避難施設リスト、港湾図、港湾施設のリスト、臨時ヘリポートのリストなどの整備

第2編 平素からの備えや予防(その2)

● 医療体制の確立

NBC攻撃による特殊な医療の実施が可能な医療機関の把握、救護班の派遣要請の方法などの整備

● 運送事業者の輸送力等の把握

輸送力に関する情報の把握、輸送施設、運送経路等の把握。離島における全住民の避難を視野に入れた体制の整備

● 生活関連等施設の把握及び安全確保の留意点の周知等

国民生活に関連を有する施設や危険物資取扱施設等の情報の整理。施設の管理者への留意点の通知、事業者との連絡網の構築など

● 警報の伝達、住民の避難等国民保護措置に関する訓練の実施

防災訓練と連携した訓練の実施、第三者による訓練の客観的評価の実施と計画の見直し

● 救援に必要な物資等の備蓄

防災のための備蓄と相互に兼ねた物資の備蓄。化学防護服やワクチン等の特殊な薬品について国と連携した対応など

● 広報誌、インターネット等を活用した国民保護措置に関する啓発

防災と連携した啓発、武力攻撃災害から身を守るために住民がとるべき対処方法などについての周知

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立と初動措置

第1章

情報入手

県独自で初動連絡体制を確立
「危機管理連絡会議」の招集
など

迅速な初動対応

●関係機関と相互に情報収集

●初動措置
例)災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、情報収集・分析 等

国による県対策本部設置の指定

体制の移行

県対策本部設置後における対処措置

第2章

沖縄県国民保護対策本部の設置

国民保護法に基づく所要の措置を実施

警報の伝達・避難の指示

第4章

救援の実施

第5章

武力攻撃災害への対処

第7章

安否情報の収集・提供

第6章

被災情報の収集及び報告

第8章

保健衛生の確保等

第9章

国民生活の安定に関する措置

第10章

関係機関との連携

第3章

市町村

消防

自衛隊

第十一管区
海上保安本部

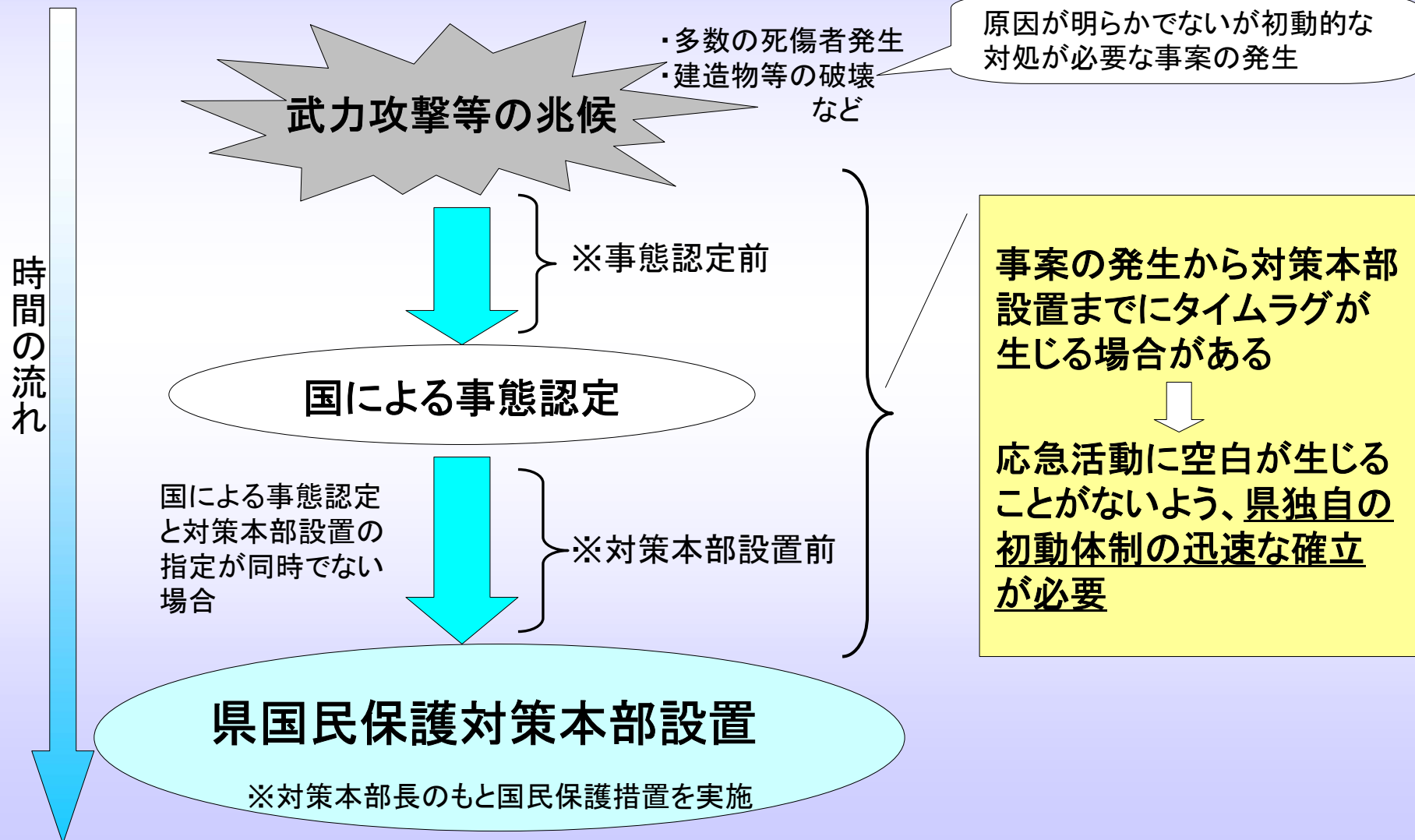
指定公共
機関等

その他関係機関

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立と初動措置（その1）

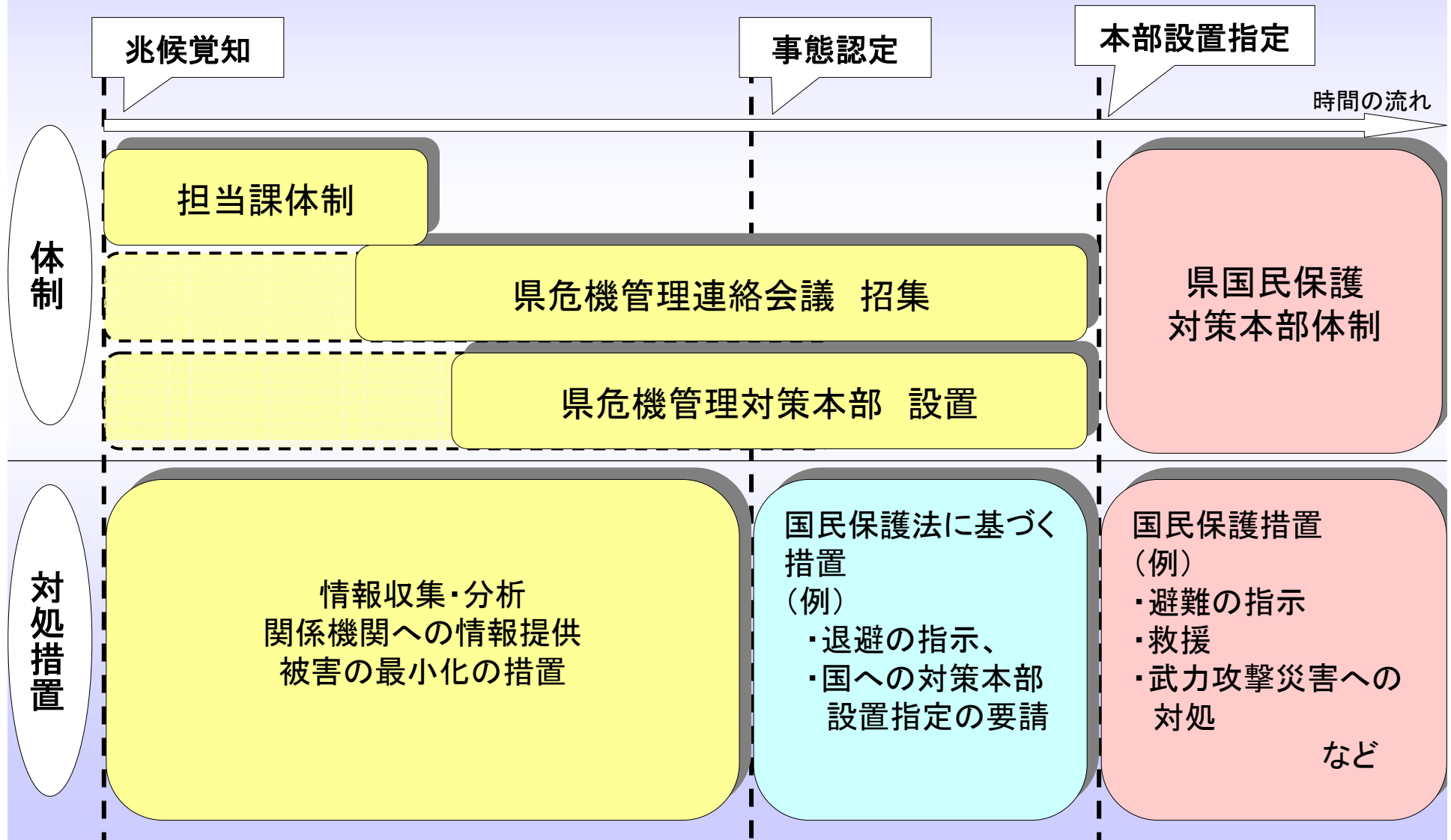
初動体制確立の必要性



第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立と初動措置(その2)

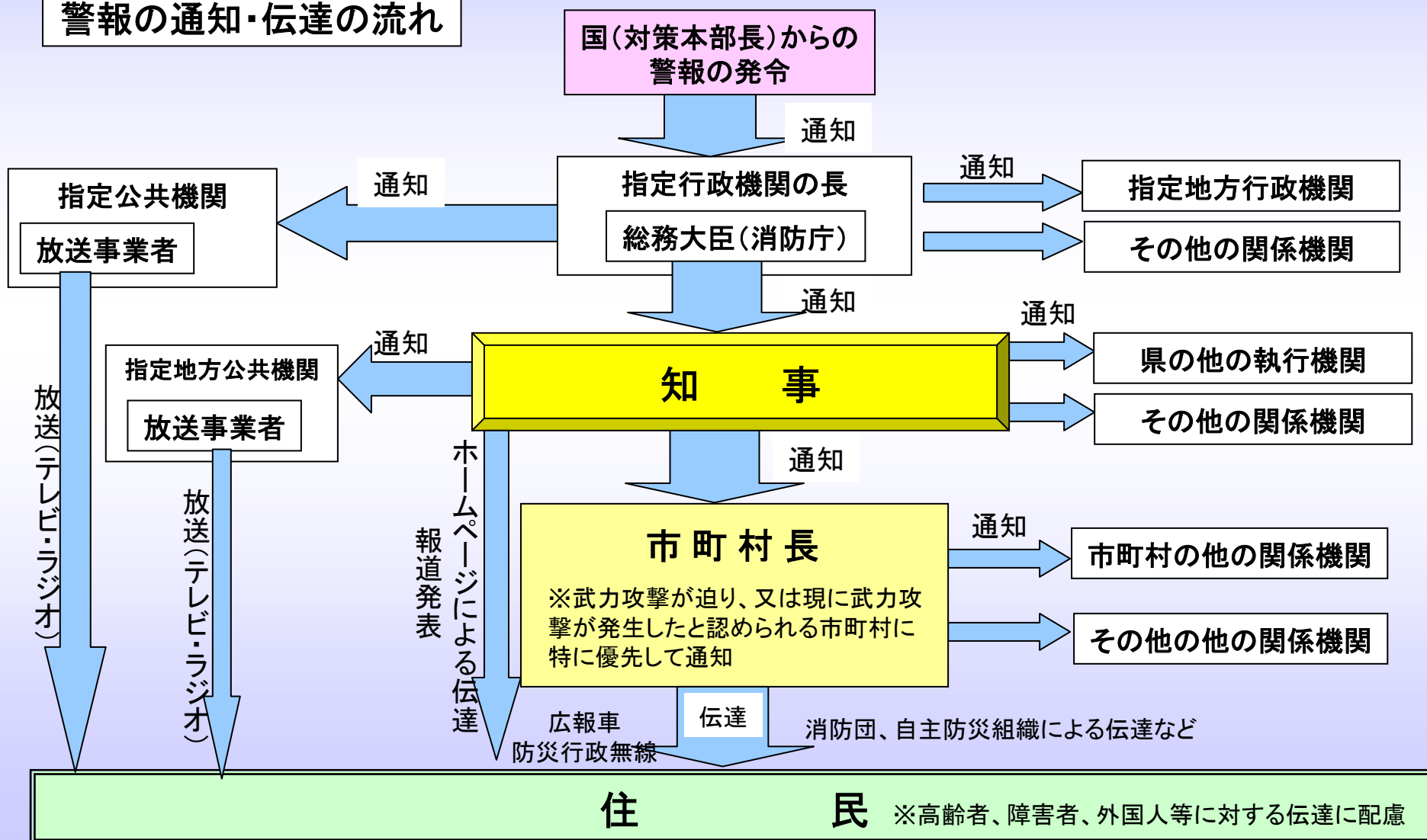
初動体制と措置の流れ



第3編 武力攻撃事態等への対処

警報の通知及び伝達

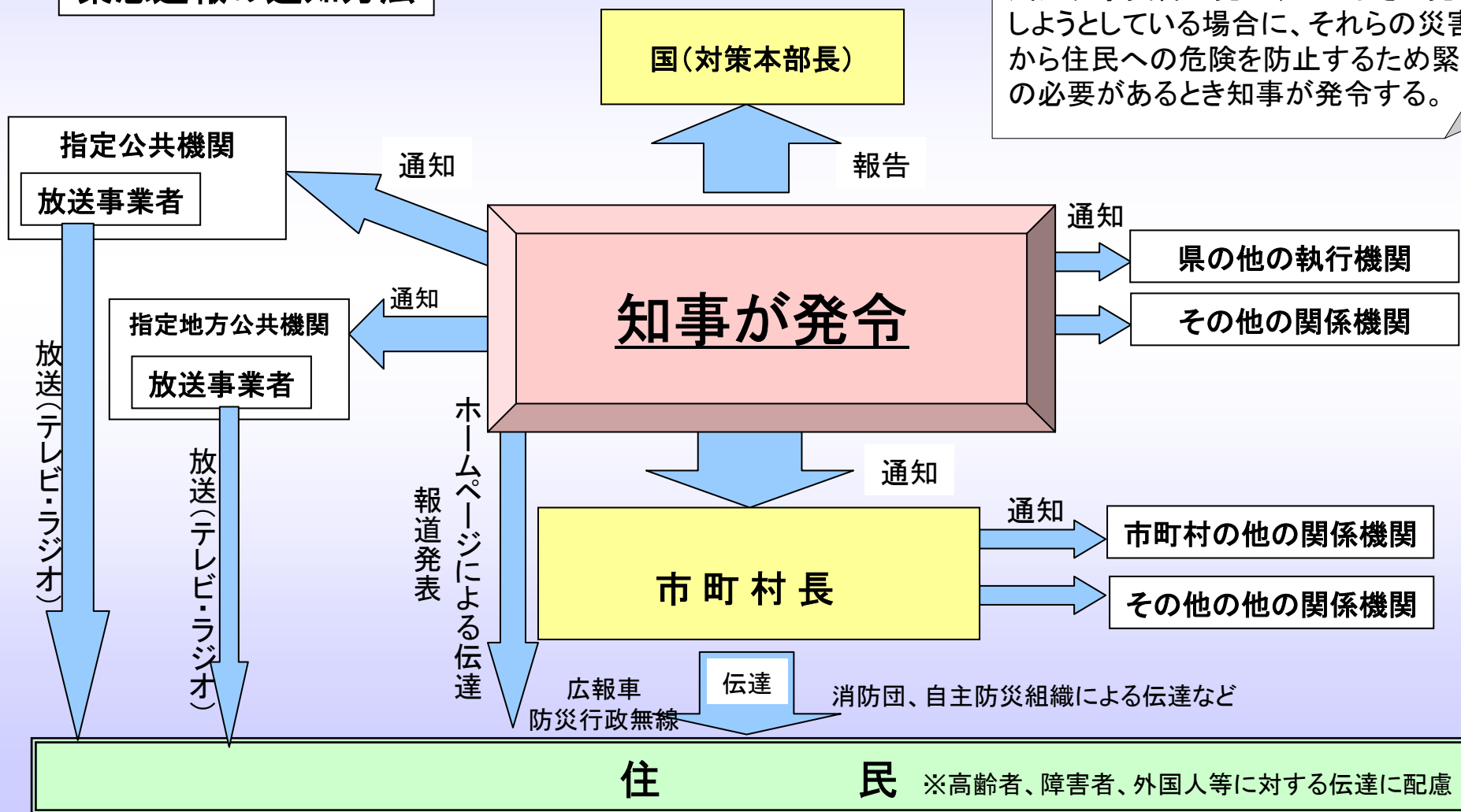
警報の通知・伝達の流れ



第3編 武力攻撃事態等への対処

緊急通報の発令

緊急通報の通知方法



○緊急通報
武力攻撃災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合に、それらの災害から住民への危険を防止するため緊急の必要があるとき知事が発令する。

第3編 武力攻撃事態等への対処 避難の指示等

避難の指示

- 知事は、国から避難措置の指示を受けたときは、市町村長を經由して、住民に直ちに避難を指示
(伝達方法は、警報の伝達の場合と同様)
- 避難の指示における地域特性への配慮、武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項を記載
- 避難誘導を行う市町村が作成する避難実施要領に定めるべき項目と留意事項について記載

第3編 武力攻撃事態等への対処 避難の指示における地域特性への配慮

● 米軍基地周辺の住民の避難

基地周辺住民や駐留軍日本人従業員の避難について、地域の実情に応じ、国や在沖米軍と調整し、必要な措置を講ずる。

● 都市部における住民避難

人口規模に見合った交通手段や受入施設の確保等。直ちに避難する必要がある場合は、近傍の屋内避難を指示

● 観光客等の避難

地理に不案内な観光客の避難が円滑に行われるよう、観光関連団体等と連携し、情報伝達等を行う。

● 離島における住民の避難

※第3編第13章で定める

第3編 武力攻撃事態等への対処 救 援

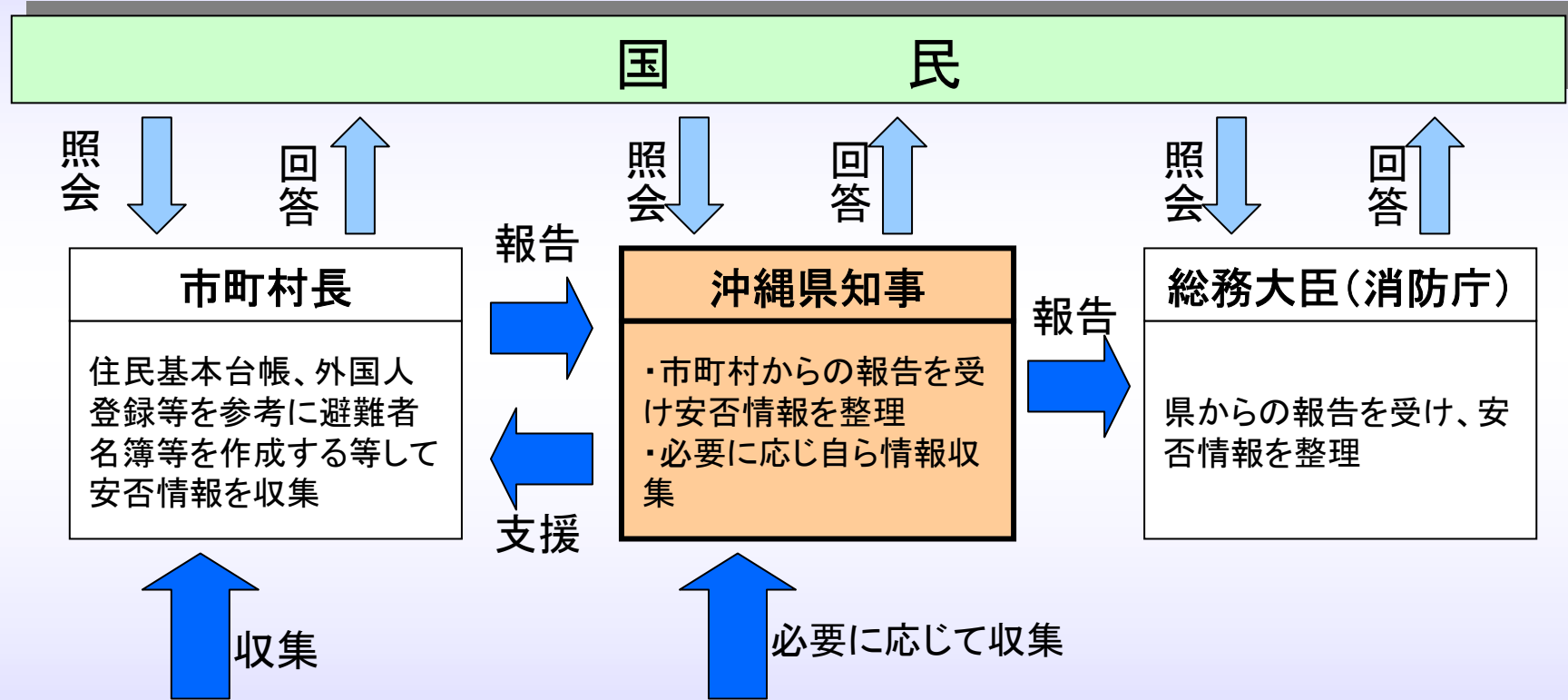
○県は、国から救援の指示を受けたときは、関係機関の協力を得て、以下の措置を行う。

1. 収容施設の供与
2. 食品、飲料水及び生活必需品等の給与及び貸与
3. 医療の提供及び助産
4. 被災者の捜索及び救出
5. 埋葬及び火葬
6. 電話その他の通信設備の提供
7. 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
8. 学用品の供与
9. 死体の捜索及び処理
10. 土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

救援の内容ごとに、関係機関との連携や留意点について記載

第3編 武力攻撃事態等への対処 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集・整理・提供の流れ



情報収集先

避難施設
避難住民

消防機関

県警察

運送機関・医療機関
大規模事業所・諸学校

その他
関係機関

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃災害への対処

● 生活関連等施設の安全確保

生活関連等施設の国民生活における重要性にかんがみ、安全確保に必要な事項を記載。

施設管理者に対する措置の要請、立入制限区域の指定、危険物資等に関する措置命令等。

● 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処について、防災基本計画（原子力災害対策編）に定める措置を踏まえることを記載

● 応急措置等

武力攻撃災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、緊急の必要があると認めるとき、県がみずからの判断に基づき応急措置等の必要な措置を講ずる。

○事前措置の指示（災害を拡大させるおそれがある設備、物件等の除去の指示）

○退避の指示

○警戒区域の設定

○応急公用負担等

第3編 武力攻撃事態等への対処 (その他の記載事項)

● 被災情報の収集及び報告

電話、FAX、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害の状況の概要、被害状況等の被災情報を収集について記載。

● 保健衛生の確保等

避難住民に対する巡回健康相談の実施、感染症予防対策等の措置、廃棄物の処理等について記載

● 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定、公的徴収金の減免等の措置(県防災計画に準ずる)、水道、ガスなどの生活基盤等の確保について記載。

● 交通規制

住民の避難、緊急物資の運送等が的確かつ迅速に行われるための県警察が行う交通規制について記載。

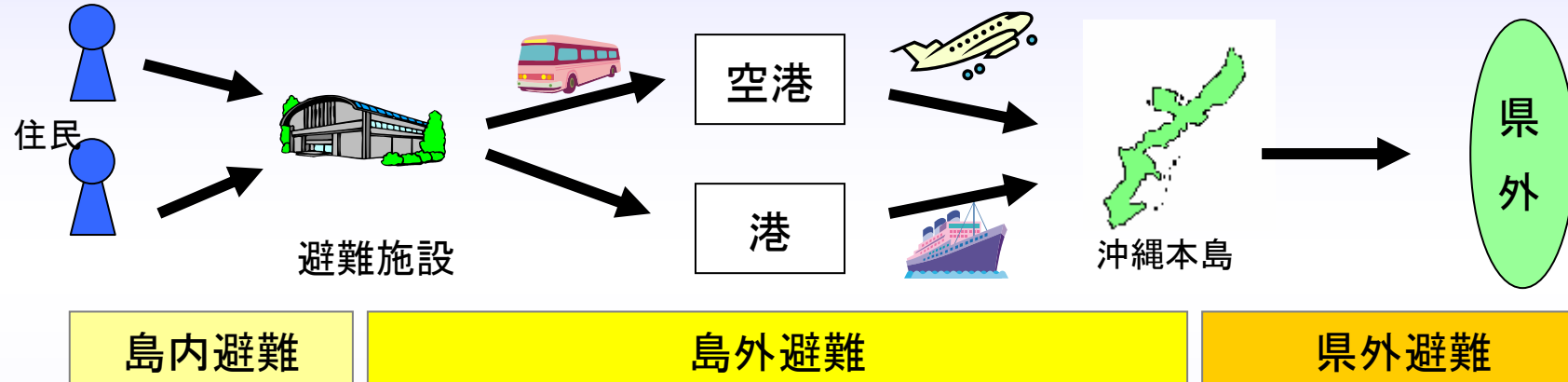
● 赤十字標章等及び特殊標章等の交付および管理

第3編 武力攻撃事態等への対処

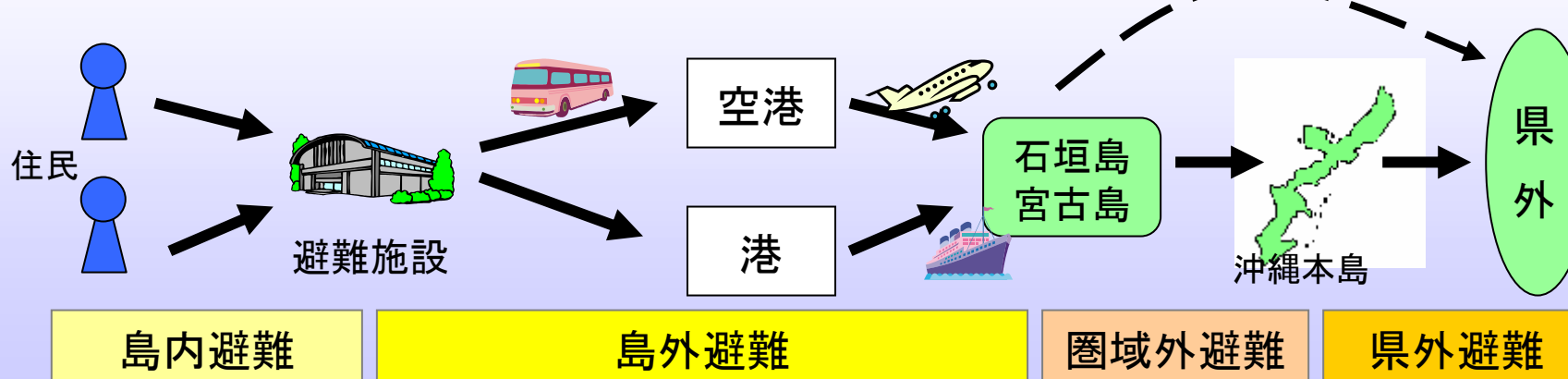
離島における住民の避難

離島からの避難のイメージ

● 離島地域における避難の基本パターン



● 宮古・八重山地域における避難の基本パターン



第3編 武力攻撃事態等への対処 離島における救援

● 医療体制

- 日本赤十字社や県立病院の医療団を派遣するなど医療機関や運送事業者である指定公共機関等と連携した医療救護の円滑な実施
- 平時の離島の急患搬送の体制を参考に、第十一管区海上保安本部及び自衛隊と連携した重症患者の島外への搬送

● 物資の運送等

- 運送事業者である指定公共機関等に対し、安全に関する情報を可能な限り提供し、運送手段の確保等に努める。
- 指定公共機関等では運送が困難な場合は、第十一管区海上保安本部及び自衛隊による物資の運送を要請するなど関係機関と連携

第4編 復旧等

● 応急の復旧

- ・県が管理する施設、設備、通信機器、ライフライン施設の応急の復旧
- ・輸送路の確保に必要な県が管理する道路、漁港施設、空港及び港湾施設の応急の復旧のための措置

● 国民保護措置に要した費用の支弁等

- ・県が支弁した国民保護措置に要した費用の国に対する請求
- ・県が行う損失補償、実費弁償、損害補償、損失補てんに関する事項

第5編 緊急対応事態への対応

県は、緊急対応事態（大規模テロ等）においても、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

※緊急対応事態における警報の通知及び伝達

国の対策本部長により通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、その対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

資料編

《掲載予定資料》

- 国、市町村、指定地方公共機関等の連絡先等一覧表
- 県対策本部における通信機器及びその概要
- 危険物資等の種類および都道府県知事が命ずることのできる措置一覧
- 離島の空港、港湾等各種データ
- 被災状況など各種報告書等の様式
など